

議員提出議案第 2 号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 1 0 月 2 日提出

提出者	海老名市議会議員	市 川 敏 彦
賛成者	同	飯 田 英 榮
同	同	鶴 指 眞 澄
同	同	鈴 木 守
同	同	西 田 ひろみ
同	同	福 地 茂
同	同	佐々木 弘

提案理由

議員の任期満了又は議会の解散による選挙により議員の在職期間に空白が生じた場合にも、再び議員となった者に支給する期末手当に支障を来さないように、所要の改正を行うため

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 任期満了又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で、その任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員になったものの受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。